

レンタル約款

第1条（総則）

- 1 本レンタル約款は、株式会社インターコスモス（以下「賃貸人」といいます。）とお客様（以下「賃借人」といいます。）との間の動産（以下「レンタル物件」といいます。）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）に適用されます。
- 2 レンタル物件、レンタル期間、レンタル料、解約レンタル料、保守その他個別のレンタル契約の条件については、賃貸人所定の手続に基づき別途定める方法によるものとします。

第2条（レンタル起算日・レンタル期間）

賃貸人が賃借人に対してレンタル物件を引き渡した日より起算し、別途定める期間をレンタル期間とします。

第3条（レンタル契約の延長）

- 1 賃借人からレンタル期間の延長の申し込みがあった場合、賃借人にレンタル契約または本レンタル約款に定める規約違反がない限り、賃貸人はレンタル契約と同一条件（ただし、延長後のレンタル期間、レンタル料は別途定めます）で引き続きレンタルし、以後繰り返し延長する時も同様とします。
- 2 賃貸人は、賃借人により前項による延長の申し出があった場合でも、レンタル物件の修理または取替に、過大な費用または時間を要するおそれがある場合は、レンタル期間の延長を行わない事ができるものとします。
- 3 延長期間中のレンタル料については、賃貸人の所定の金額によるものとします。

第4条（レンタル料等）

- 1 賃借人は、賃貸人からの請求により、請求書に記載されているレンタル料およびその他の諸費用（以下総称して「レンタル料等」といいます。）を請求書記載の支払期限までに、賃貸人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
- 2 レンタル料等は、賃貸人の提示する見積書または請求書に記載された金額とします。
- 3 賃貸人は賃借人と別途合意のうえ、レンタル期間中、経済事情の変動等により、レンタル料を変更できるものとします。

第5条（レンタル物件の引き渡し）

- 1 賃貸人は賃借人に対して、レンタル物件を賃借人の指定する日本国内の設置場所において引渡します。
- 2 レンタル物件の引渡しの方法は賃貸人が決定し、賃借人はこの決定に従うとともにその費用を負担します。

第6条（担保責任）

- 1 賃借人が、賃貸人からレンタル物件の引渡しを受けた後直ちにレンタル物件の性能の欠陥につき通知をしなかった場合は、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引渡されたものとします。
- 2 賃貸人は賃借人に対して、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えている事のみを担保し、レンタル物件の商品性、および賃借人の使用目的への適合性その他一切の事項については担保しません。

第7条（担保責任の範囲）

- 1 レンタル期間中、賃貸人の責による事由に基づいて生じた性能の欠陥により、レンタル物件が正常に作動しない場合、賃貸人はレンタル物件を修理し、または取り替えます。
- 2 賃貸人は、レンタル物件が正常に作動しないことに関し、前項に定める以外の責任を負いません。

第8条（レンタル物件の使用保管）

- 1 賃借人は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、この使用保管に要する諸費用は賃借人の負担とします。
- 2 賃借人は、賃貸人の書面による承諾を得ないで、次の行為はできません。
 - （1）レンタル物件を第5条所定の場所以外に移動すること。
 - （2）レンタル物件を第三者に譲渡し、転貸し、または改造もしくは修理すること。
 - （3）レンタル物件に貼り付けされた賃貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、または汚損すること。
 - （4）レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他賃貸人の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること。
- 3 賃借人がレンタル物件の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル物件自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与え

た損害については、賃借人がこれを賠償します。

- 4 賃借人は、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害を受けないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたまたは生じるおそれが生じたときは、直ちに賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態を解消させます。

第9条（レンタル物件の滅失・毀損）

- 1 賃借人の責めに帰すべき事由によらず、レンタル物件が滅失（修理不能、所有権の侵害を含みます。以下同じ。）した場合は、レンタル契約は当然に終了するものとします。
- 2 賃借人の責めに帰すべき事由により、レンタル物件が滅失または毀損した場合は、賃借人は賃貸人に対して代替物件（新品）の購入代価相当額、またはレンタル物件の修理費相当額を支払います。また、賃貸人にその他の損害があるときは、賃借人はこれを賠償します。

第10条（レンタル物件の輸出）

- 1 賃借人は、レンタル物件を日本国内で使用するものとします。
- 2 賃借人は、賃貸人による事前承諾のない限り、レンタル物件を日本国外へ移動することはできません。なお、賃借人が賃貸人の事前承諾を得てレンタル物件を日本国外へ移動する場合、賃借人は日本および輸出関連国の輸出関連法に従うものとします。
- 3 賃借人がレンタル物件を日本国外へ移動する場合、第7条第1項および第11条は適用されないものとします。

第11条（保険）

- 1 第9条のレンタル物件の滅失・毀損のうち、通常の動産総合保険によって担保されるレンタル物件については、賃借人は、保険金相当額の限度でその負担を免除されるものとします。
- 2 レンタル物件に保険事故が発生した場合、賃借人は賃貸人に対し、直ちにその旨を通知するとともに、賃貸人の保険金受領手続に必要な一切の書類を遅滞なく賃貸人に交付します。
- 3 賃借人が第2項の通知義務・交付義務を怠り、またはレンタル物件の滅失・毀損について賃借人に故意または重過失がある場合は、第1項の限りではありません。

第12条（解約・キャンセル料）

- 1 賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル期間中といえども事前に賃貸人に通知のうえ、レンタル物件を賃貸人の指定する場所に返還して、レンタル契約を解約する事が出来ます。
- 2 前項によりレンタル期間中に賃借人がレンタル契約を解約した場合のレンタル料等は、レンタル開始日からレンタル終了日までの期間に応じた額となります。
- 3 賃借人が前項に基づきレンタル契約を解約する場合、または賃借人の責めに帰すべき事由によりレンタル契約が解除された場合（第13条による解除を含みます）、賃借人は、以下の区分に応じ、賃貸人に対しキャンセル料を支払うものとします。
 - ・レンタル開始日当日での解約または解除：レンタル料総額の100%
 - ・レンタル開始日の3日前から前日までの解約または解除：レンタル料総額の50%
 - ・レンタル開始日の7日前から4日前までの解約または解除：レンタル料総額の20%
- 4 前項のキャンセル料は、レンタル開始日からの期間に応じて発生するものとし、既に支払い済みのレンタル料等がある場合は、キャンセル料を差し引いた金額を返還します。返還に際して発生する振込手数料は、賃借人の負担とします。
- 5 賃借人がキャンセル料を支払期日までに支払わない場合、賃貸人は賃借人に対し、第16条に定める遅延損害金を請求できるものとします。

第13条（債務不備行など）

次の各号の一に該当する事由が賃借人に生じた場合、賃借人は賃貸人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、賃貸人は賃借人に対して何らの催告をしないでレンタル契約を解除することができます。この場合、賃借人は、賃貸人に対し未払いレンタル料その他債務を直ちに履行し、賃貸人になお損害があるときはこれを賠償するものとします。

- （1）レンタル料の支払を1回でも滞納し、またはレンタル契約の各条項に違反したとき。
- （2）支払を停止し、または手形・小切手の不渡り報告、もしくは電子債権の支払不能通知があったとき。
- （3）保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生の手続開始の申し立て、その他これに類する手

（2025年8月30日改定）

続開始の申立てがあったとき。

(4) 営業を休業し、または解散したとき。

(5) 営業が引続き不振であり、または営業の継続が困難であると客観的な事実に基づき判断されるとき。

第14条 (レンタル物件の返還)

- 1 レンタル期間の満了、解除、解約その他の理由によりレンタル契約が終了した場合、賃借人は賃貸人に対し、レンタル物件を現状に復したうえで、直ちにレンタル物件を賃貸人の指定する場所に自己費用で返還します。
- 2 レンタル物件に蓄積されたデータ（電子情報）がある場合には、賃借人はそのデータを消去して返還するものとし、返還を受けたレンタル物件にデータが残存していたことにより、残存データの漏洩等に起因して賃借人その他第三者に生じた損害に関して、賃貸人は一切の責任を負いません。
- 3 賃借人の責めに帰すべき事由によりレンタル物件が滅失・毀損又は紛失し、レンタル物件を返還期限に賃貸人返還できないとき、あるいは汚損したレンタル物件を返還したときは、賃借人は賃貸人に対して、レンタル物件についての損害賠償として第9条第2項による額を支払います。

第15条 (レンタル物件の遅延の損害金)

賃借人がレンタル物件の返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還完了日まで、月額レンタル料等相当額の損害金を賃貸人に支払います。この場合の損害金の計算については、1ヶ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第16条 (遅延損害金)

賃借人が本契約による金銭債務の履行を遅延した場合、年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第17条 (反社会的勢力の排除)

- 1 賃貸人および賃借人は、現在および将来にわたり、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含みます。以下本条において同じ。）が次の号のいずれに該当しない事を表明し、保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団若しくはこれらに準ずる者またはこれらに準ずる者、およびこれらの構成員（以下これから「暴力団員等」といいます。）
 - (2) 暴力団員等に経営を支配され、または経営に実質的に関与されていると認められる関係その他社会的に非難されるべき関係にある者
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益目的または第三者への加害目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係にある者
 - (4) 暴力団員等への資金提供、便宜供与等に関与していると認められる関係にある者
 - (5) 犯罪による収益の移転防止に関する法律において定義される「犯罪による収益」にかかる犯罪に該当する罪を犯した者
- 2 賃貸人および賃借人は、自らまたは第三者を利用して次の号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (2) 脅迫的な言動、暴力を用いる行為をし、または風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損したり、相手方の業務を妨害する行為
 - (3) 犯罪に該当する行為
 - (4) その他前各号に準ずる行為
- 3 賃貸人または賃借人が前2項に違反したときは、契約違反に該当するものとし、相手方は催告を要せずレンタル契約を直ちに解除することができます。これにより契約が解除された場合は、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとします。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わず、相手方はなんらの責任も負担しません。

第18条 (本約款の改定)

賃貸人は、必要に応じて本約款を随時改定する事ができるものとします。賃貸人が本約款を改定した場合、賃借人は、レンタル期間中であっても改定後の約款に従うものとします。

第19条 (消費税の負担)

消費税は、賃借人の負担とします。消費税額はレンタル契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、

(2025年8月30日改定)

賃借人は賃貸人の請求により、直ちにその増額分を賃貸人に支払うものとします。

第 2 0 条（裁判管轄）

賃貸人および賃借人の間のレンタル契約および本レンタル約款に基づく紛争については、賃貸人の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 1 条（付則）

本契約は、2025 年 8 月 30 日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。

以 上